

# 市営中原上宿住宅建替整備事業

## 様式集

令和5年4月6日  
(令和5年4月25日修正)

平塚市

- 目 次 -

全般的な留意事項.....	1
1 提出書類の作成・提出に関する留意事項.....	1
2 記載内容・方法に関する留意事項.....	1
提出書類の一覧.....	2
1 質問書等.....	2
2 入札参加資格審査に関する提出書類（資格審査書類）.....	2
3 基礎的要件に関する提出書類（提案書類）.....	2
4 企業の技術力、技術的能力に関する技術資料（提案書類）.....	2
5 配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料（提案書類）.....	3
6 建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類（提案書類）.....	3
7 参考図面（提案書類）.....	3
8 入札書・入札金額内訳書・建設企業の地域性に関する提出書類（入札書類）.....	3
提出書類作成要領・提出方法.....	3
1 質問書等（様式1）.....	3
2 資格審査書類（様式2）.....	3
3 提案書類（様式3～6・参考図面）.....	3
4 入札書類（様式7）.....	5
5 その他の留意事項.....	5
提出書類の様式.....	6
1 質問書等.....	6
2 入札参加資格確認に関する提出書類.....	9
3 基礎的要件に関する提出書類.....	22
4 企業の技術力、技術的能力に関する技術資料.....	34
5 配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料.....	46
6 建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類.....	51
7 入札書・入札金額内訳・建設企業の地域性に関する提出資料.....	54

## 全般的な留意事項

### 1 提出書類の作成・提出に関する留意事項

- ・提出書類は、入札説明書等に記載されている提出書類の契約上及び審査上の位置づけを確認した上で作成し提出すること。
- ・提出書類は本様式集に示す指定の様式を使用し、枠外に記載されている注釈に従って作成すること。
- ・「提出書類の一覧」に記載の書類は、「様式1」は電子メールによる提出、「様式2」は正本1部、副本13部を提出、「様式3～様式6」及び参考図面は正本1部、副本13部提出すること。なお、副本のうち1部は製本せずクリアファイル等に入れて提出すること。「様式7」については、「提出書類の一覧」で指示する方法で提出すること。
- ・各様式について、別添資料の提出が必要な場合は、所定様式の後ろに綴じて提出すること。
- ・「様式3～様式6」及び参考図面の副本には代表企業、構成企業の企業名及び企業名を類推できる内容（ロゴマーク等）は記載しないこと。
- ・使用する用紙は、特に指定のない限り、日本工業規格「A4判」縦長又は「A3判」横長の片面とし、上下左右には20mm程度の余白を設けて、横書きとすること。
- ・提案書で使用する文字の大きさは、図、表、設計図書等を除き10ポイント以上とし、適度な行間を設けること。
- ・作成・提出枚数に上限が定められている場合は、それを遵守すること。
- ・ページが複数にわたる場合は、下中央に番号を振ること。（例）1 / 3
- ・ページ右下に、市から送付された入札参加資格確認結果通知書に記載されている受付番号（以下、「入札参加者番号」という。）を記載すること。
- ・各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除した上で提案内容を記載すること。
- ・設計図書等の作成にあたり、本様式集に定めがない場合はJISの建築製図通則に従って作成すること。

### 2 記載内容・方法に関する留意事項

- ・提案内容は、明確かつ具体的に記載し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を利用する等、分かりやすさ及び見やすさに配慮すること。また、提案審査における基本的事項及び審査項目の細目に係る提案内容である場合は、当該内容が確認できる設計図書等にその旨を明示すること。
- ・使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- ・造語や略語は、専門用語や一般用語を用いて初出の個所に定義を記載すること。
- ・所在地等は、政令指定都市は市から、それ以外は都道府県から記載することとし、略さずに丁目 番号等は正確に記載すること。
- ・電子メールアドレスについては、携帯電話のメールアドレス、ホームページアドレス（https://～）は記載しないこと。
- ・各様式において、記述が必要とされている事項については、必ず記述すること。

## 提出書類の一覧

本事業の入札に関する提出書類一覧は、次のとおりである。

### 1 質問書等

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 1-1	入札説明書等に関する質問書提出届	-	電子メールで提出
様式 1-2	入札説明書等に関する質問書	-	

### 2 入札参加資格審査に関する提出書類（資格審査書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 2-1	表紙	正本 1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左 2 か所綴じ</li> <li>・添付書類は各様式の下に添付すること</li> </ul>
様式 2-2	入札参加表明書(資格確認申請書)	副本 1 3 部	
様式 2-3	応募グループ構成表		
様式 2-4	委任状(代表企業)		
様式 2-5	設計企業【添付書類あり】		
様式 2-6	工事監理企業【添付書類あり】		
様式 2-7	建設企業【添付書類あり】		
様式 2-8	応募グループ協定書		
自由様式	応募グループの構成員の変更の申し出の書面	正本 1 部	入札説明書参照
	入札資格に関する説明要求書	正本 1 部	入札説明書参照

### 3 基礎的要件に関する提出書類（提案書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 3-1	表紙	正本 1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 3 から様式 7 を 1 つの A 4 縦長ファイル綴じ</li> </ul>
様式 3-2	入札提案書類提出届	副本 1 3 部	
様式 3-3	入札提案書類確認書		
様式 3-4	要求水準に関する誓約書		
様式 3-5	概算事業費		
様式 3-6	基本的事項に関する確認書		
様式 3-7	要求水準セルフチェックシート		

### 4 企業の技術力、技術的能力に関する技術資料（提案書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 4-1	表紙	正本 1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 3 から様式 7 を 1 つの A 4 縦長ファイル綴じ</li> </ul>
様式 4-2	技術提案【設計】 1	副本 1 3 部	
様式 4-3	技術提案【設計】 2		
様式 4-4	技術提案【施工】 1		
様式 4-5	技術提案【施工】 2		
様式 4-6	技術提案【全般】		
様式 4-7	事業実施体制		
様式 4-8	設計企業の公営住宅の実施設計実績		
様式 4-9	工事監理企業の公営住宅の工事監理実績		
様式 4-10	建設企業の公営住宅の施工実績		
様式 4-11	建設企業の工事成績等		
自由様式	業務工程表		

5 配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料（提案書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 5-1	表紙	正本 1 部	・様式 3 から様式 7 を 1 つの A 4 縦長ファイル綴じ
様式 5-2	配置予定技術者の実績調書(設計)	副本 1 3 部	
様式 5-3	配置予定技術者の実績調書(工事監理)		
様式 5-4	配置予定技術者の実績調書(施工)		

6 建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類（提案書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 6-1	表紙	正本 1 部	・様式 3 から様式 7 を 1 つの A 4 縦長ファイル綴じ
様式 6-2	災害時の地域貢献・建設業労働災害防止協会への加入	副本 1 3 部	

7 参考図面（提案書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
自由様式	配置図	正本 1 部	・様式 3 から様式 7 を 1 つの A 4 縦長ファイル綴じ
	各階平面図	副本 1 3 部	
	立面図		
	断面図		
	住戸平面図		

8 入札書・入札金額内訳書・建設企業の地域性に関する提出書類（入札書類）

様式番号	提出書類の名称	提出部数	提出方法
様式 7-1	入札書	正本 1 部	・提出書類は封入封緘のうえ提出すること
様式 7-2	入札金額内訳書	正本 1 部 副本 1 3 部	
様式 7-3	市内企業の下請けへの活用		
様式 7-4	市内生産品の活用		
様式 7-5	入札辞退届	正本 1 部	入札説明書等参照
様式 7-6	委任状	正本 1 部	A 4 クリアファイル

**提出書類作成要領・提出方法**

1 質問書等（様式 1）

- ・入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書 10 頁、「4 入札手続等」、「(2) 入札説明書等に関する質問の受付」、「イ 提出方法」に従い、電子メールに添付して提出すること。

2 資格審査書類（様式 2） 【正本 1 部・副本 1 3 部】

- ・様式 2-1～2-8 を作成すること。
- ・A 4 版縦長とし、ホッチキス留め（左側 2 箇所）にすること。

3 提案書類（様式 3～様式 6・参考図面）正本 1 部・副本 1 3 部】

(1) 全般

- ・様式 3-1～3-7、様式 4-1～4-11、業務工程表、様式 5-1～5-4、様式 6-1 及び 6-2、参考図面については、左側 2 箇所にパンチ穴を開けて、A 4 版のフラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「市営中原上宿住宅建替整備事業」及び「入札参加者番号」を記載すること。

- ・ A 3 版の書類は A 4 版に折り込んで綴じること。

## ( 2 ) 技術提案の作成要領

- ・ 様式 4-2 ~ 4-6 の技術提案については、落札者決定基準 4 頁の「備考」を参照のうえ、簡潔に記載すること。
- ・ 自社の名称、過去の工事を実施、経験した場所やその年度など、代表企業、構成企業の企業名及び企業名が類推できる記述はしないこと。
- ・ 本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまわないが、図表のみに記載されている文章は評価の対象外とする。
- ・ 各詳細項目の制限枚数は A 4 版片面 2 枚までとする。
- ・ 自由様式の「業務工程表」は、A 3 版とし、要求水準書 2 頁の「( 1 ) 市営住宅等整備業務」で示す各業務区分を基本として、各業務の実施時期を実線等で示したものとす。なお、業務区分は細分化してもよいものとする。

## ( 3 ) 参考図面の作成要領

### 配置図

- ・ 縮尺 1/300、A 3 版
- ・ 市営中原上宿住宅全体について、前面道路を含めて A 3 版 1 枚で作成すること。その際、計画敷地が把握できるように、想定境界線とその面積も記入すること。
- ・ 外構計画について、植栽計画（植栽、花壇・菜園、その他）や駐車場、外構等について、敷地内通路、住棟及び附帯施設等との位置関係がわかるようにして、前面道路を含めて作成すること。
- ・ 計画内容について、必要最小限度の範囲内で動線や説明文などを記載すること。

### 各階平面図

- ・ 縮尺 1/200、A 3 版
- ・ 計画内容について、必要最小限度の範囲内で動線や説明文などを記載すること。

### 立面図

- ・ 縮尺 1/200、A 3 版、枚数自由
- ・ 建物高さ及び階高が判別できるものとする。ガラス面、バルコニー、主な仕上げ等を含むものを 4 面作成すること。
- ・ 計画内容について、必要最小限度の範囲内で動線や説明文などを記載すること。

### 断面図

- ・ 縮尺 1/200、A 3 版、枚数自由
- ・ 階高、天井高が判別できるものとする。主な居室など主要な部分を含むものを最低 2 面作成すること。
- ・ 計画内容について、必要最小限度の範囲内で動線や説明文などを記載すること。

### 住戸平面図

- ・ 縮尺 1/100、A 3 版、枚数自由
- ・ タイプ毎作成する。
- ・ 各室のつながり、規模、天井高等が判別できるものとする。
- ・ 計画内容について、必要最小限度の範囲内で動線や説明文などを記載すること。
- ・ 各室の名称、主要部分の寸法、壁の種別（構造壁、非構造壁、可動壁などが判別できる程度）、開口の位置などを記載すること。

#### 4 入札書類（様式7）

- ・「様式7-1 入札書」については、1部作成の上、記名押印をすること。様式7-2～7-4は各13部作成のうえ、表面に「市営中原上宿住宅建替整備事業 入札書在中」と明記し、表面下部に応募グループの代表企業の住所、代表者氏名を記載した角2封筒にすべての書類を入れ、厳封の上押印し、裏面も封印を押して提出すること。また、必要に応じて様式7-6を提出すること。
- ・様式に記載する金額、月日等の数字はアラビア字体で明確に記載すること。
- ・金額の頭に¥記号をつけること。
- ・金額は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含まず記載すること。
- ・金額は訂正しないこと
- ・代理人が入札する場合には、当該代理人の氏名及び連絡先を記載し、かつ様式7-6委任状を提出すること。
- ・入札を辞退する際には、様式7-5に必要事項を記載の上、1部提出すること。

#### 5 その他の留意事項

##### (1) 提案の重複記載について

- ・技術提案（様式4-2）から（様式4-6）の作成にあたっては、異なる様式に同じ内容を重複して記載しないようにすること。

##### (2) 電子データの提出について

- ・入札時の提出書類の提出の際に、様式3～6及び参考図面の電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを2部提出すること。CD-R又はDVD-Rの表紙及びケースに「市営中原上宿住宅建替整備事業」及び「入札参加者番号」を記載すること。複数枚に分けて提出することも可とする。
- ・各様式は、本様式集及び入札説明書を参考に、原則としてMicrosoft Word又はExcel（Windows対応）とするが、Microsoft Word又はExcel以外のソフトを使用する場合は、PDF形式での保存・提出とする（テキストや画像のコピーを有効な設定とすること）。
- ・設計図書等は、作成するアプリケーションソフトを限定しないが、提出するデータはPDF形式とすること。

**提出書類の様式**

**1 質問書等**

**1 質問書等**



(様式 1-1)

令和 年 月 日

### 入札説明書等に関する質問書提出届

「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る入札説明書等について、別紙のとおり質問書を提出します。

企 業 名	
所 在 地	
所 属 / 担 当 者 名	
電 話 / F A X	
メー ル ア ド レ ス	

(質問の内訳)

資料名	質問数
入札説明書	
要求水準書	
要求水準書の添付資料	
様式集	
落札者決定基準	
事業契約書(案)	
その他	
合計	

注1 本 Microsoft Word の様式で作成してください。

(様式 1-2) 別添の Microsoft Excel の様式で作成してください。

令和 年 月 日

### 入札説明書等に関する質問書

「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る入札説明書等に関する質問書を提出します。

企 業 名	
所 在 地	
所 属 / 担 当 者 名	
電 話 / F A X	
メー ル ア ド レ ス	

資 料 名	(記載例) 入札説明書
-------	-------------

	タイトル	該当 頁	質問					
			見出し 階層 1	見出し 階層 2	見出し 階層 3	見出し 階層 4	見出し 階層 5	見出し 階層 6
例		1						
1								
2								
3								
4								
5								

- 注 1 質問する資料ごとに本様式を作成してください。
- 注 2 資料名には、入札説明書、要求水準書、要求水準書の添付資料、様式集、落札者決定基準、事業契約書（案）の該当する資料名称を記載してください。
- 注 3 タイトル欄は該当資料の該当箇所のタイトルを記載してください。
- 注 4 該当箇所欄の記載に当たっては、数値、記号は半角小文字で記載してください。また、ひとつの質問に対し、該当箇所は 1 箇所のみ記載してください。複数の箇所に関連する質問の場合は、最も関連する 1 箇所を選択してください。
- 注 5 行が不足する場合には、適宜増やしてください。
- 注 6 質問は、入札説明書に記載の順番としてください。
- 注 7 別添の Microsoft Excel の様式で作成してください。

2 入札参加資格審査に関する提出書類

2 入札参加資格審査に関する提出書類

(様式 2-1)

市営中原上宿住宅建替整備事業  
〔入札参加資格審査に関する提出書類〕

入札参加表明書 (資格確認申請書)

平塚市長 様

〔代表企業〕

商号または名称  
所在地  
代表者職・氏名  
担当者指名  
連絡先

令和5年4月6日に公告された「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る総合評価一般競争入札への参加を表明するとともに、参加資格を証する書類を添えて資格確認を申請します。

なお、以下の構成企業は、入札説明書「入札参加者の構成等、入札参加者の参加資格要件」に掲げられている事項を満たしていること、ならびに、この申請書及びその他提出書類の全ての記載事項が事実と相違ないこと、及び、他の入札参加者の構成企業として「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る総合評価一般競争入札に参加しないことを誓約します。

【入札参加者の構成 (役割分担)】

番号	参加区分	役割	商号または名称	所在地	代表者職・氏名
1	代表企業	建設企業			
2					
3					
4					
5					

注1 参加区分には、構成企業のうち、入札手続きを代表して行う企業に「代表企業」と記載してください。

注2 役割には、「設計企業」、「建設企業」、「工事監理企業」のいずれかを記載してください。

注3 記載欄が足りない場合は、適宜追加・変更してください。

応募グループ構成表

1 代表企業	企業の役割	設計	工事監理	建設
所在地 商号または名称 代表者職・氏名 担当者氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail				
2 構成企業	企業の役割	設計	工事監理	建設
所在地 商号または名称 代表者職・氏名 担当者氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail				
3 構成企業	企業の役割	設計	工事監理	建設
所在地 商号または名称 代表者職・氏名 担当者氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail				

注1 記載欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加してください。

委任状 (代表企業)

平塚市長 様

委任者 (入札参加者の 構成企業)	商号または名称
	所在地
	代表者職・氏名

私は、下記の代表企業を代理人として定め、「市営中原上宿住宅建替整備事業」に関する競争入札について、次の権限を委任します。

受任者 (代表企業)	商号または名称
	所在地
	代表者職・氏名
委任事項	1 下記事業に関する入札についての一切の件
	2 復代理人選任についての一切の件
事業名	市営中原上宿住宅建替整備事業

注1 入札参加者の構成企業毎に提出してください。

## 設計企業

企業名			
一級建築士事務所登録番号 (登録日)		(登録 年 月 日)	
平塚市建設工事等入札参加 資格者名簿の番号			
参加 資格要件を 満たす実績 (設計企業)	業務の名称	設計業務	
	業務の発注者名		
	発注形態	単体 共同企業体(名称 出資比率 %)	
	施設の所在地	県 市 町	
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	入札参加要件の区分	A 公営住宅 B 公共建築物	
	建物の概要	【構造】	
		【用途】	
【規模】延床面積 m <sup>2</sup> /地上 階建/高さ m			
【その他】			

## 管理技術者

管理 技術者	氏名			
	所属		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得/登録番号 )		
参加 資格要件を 満たす実績 (管理技術者)	業務の名称	設計業務		
	業務の発注者名			
	発注形態	単体 共同企業体(名称 出資比率 %)		
	施設の所在地	県 市 町		
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	入札参加要件の区分	A 公営住宅 B 公共建築物		
	建物の概要	【構造】		
		【用途】		
【規模】延床面積 m <sup>2</sup> /地上 階建/高さ m				
【その他】				

注1 参加資格要件を満たす実績はそれぞれ1件までとしてください。



電気設備工事の設計に係る主任担当技術者

主任担当技術者 (電気設備)	氏名			
	所属(企業名)		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得 / 登録番号 )		

再委託する場合

機械設備工事の設計に係る主任担当技術者

主任担当技術者 (機械設備)	氏名			
	所属(企業名)		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得 / 登録番号 )		

再委託する場合

【添付書類】

書類名		入札参加者 確認	市確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本(現在事項証明書) 入札公告日以降に交付されたものを提出すること。		
3	納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)の写し(最近1年間の未納がないことが証明できるもの)		
4	建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類		
5	設計企業の実績に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し		
6	配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の写し及び建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写し		
7	配置予定の管理技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		
8	参加資格要件を満たす実績(管理技術者)に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し、コリンズ・テクリス等の写し		
9	配置予定の電気設備工事の設計に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)		
10	配置予定の電気設備工事の設計に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		
11	配置予定の機械設備工事の設計に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)		
12	配置予定の機械設備工事の設計に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		

注2 必要書類が揃っていることを確認した上で、「入札参加者確認」欄に「 」をつけてください。

## 工事監理企業

企業名			
一級建築士事務所登録番号 (登録日)	(登録 年 月 日)		
平塚市建設工事等入札参加資格者名簿の番号			
参加資格要件工事の実績 (工事監理企業)	業務の名称	工事監理業務	
	業務の発注者名		
	発注形態	単体 共同企業体(名称 出資比率 %)	
	施設の所在地	県 市 町	
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	入札参加要件の区分	A 公営住宅 B 公共建築物	
	建物の概要	【構造】	
【用途】			
【規模】延床面積 m <sup>2</sup> /地上 階建/高さ m			
【その他】			

## 管理技術者

管理技術者	氏名			
	所属		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得/登録番号 )		
参加資格要件を満たす実績 (管理技術者)	業務の名称	工事監理業務		
	業務の発注者名			
	発注形態	単体 共同企業体(名称 出資比率 %)		
	施設の所在地	県 市 町		
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	入札参加要件の区分	A 公営住宅 B 公共建築物		
	建物の概要	【構造】		
【用途】				
【規模】延床面積 m <sup>2</sup> /地上 階建/高さ m				
【その他】				

注1 参加資格要件を満たす実績はそれぞれ1件までとしてください。

電気設備工事の工事監理に係る主任担当技術者

主任担当技術者 (電気設備)	氏名			
	所属(企業名)		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得 / 登録番号 )		

再委託する場合

機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者

主任担当技術者 (機械設備)	氏名			
	所属(企業名)		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得 / 登録番号 )		

再委託する場合

【添付書類】

書類名		入札参加者 確認	市確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本(現在事項証明書) 入札公告日以降に交付されたものを提出すること。		
3	納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)の写し(最近1年間の未納がないことが証明できるもの)		
4	建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類		
5	実績に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し		
6	配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の写し及び建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写し		
7	配置予定の管理技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		
8	参加資格要件を満たす実績(工事監理者)に記載された契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し、コリンズ・テクリス等の写し		
9	配置予定の電気設備工事の工事監理に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)		
10	配置予定の電気設備工事の工事監理に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		
11	配置予定の機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者の必要資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)		
12	配置予定の機械設備工事の工事監理に係る主任担当技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		

注2 必要書類が揃っていることを確認した上で、「入札参加者確認」欄に「 」をつけてください。

(様式 2-7)

令和 年 月 日

## 建設企業

企業名			
建設業の許可番号 (許可日)		(許可 年 月 日)	
平塚市建設工事等入札参加 資格者名簿の番号			
入札参加者名簿の登録業種		建築一式工事	
経営事項審査総合評定値		点 建築一式工事の評定値を記載	平塚市格付基準数値における 建築一式工事のランク
参加資格要件を満たす実績 (建設企業)	業務の名称		
	業務の発注者名		
	発注形態	単体 共同企業体(名称	出資比率 %)
	施設の所在地		
	業務期間		
	入札参加要件の区分	A 公営住宅 B 公共建築物 C 共同住宅又はこれに類するもの	
	建物の概要	【構造】	
【用途】			
【規模】延床面積		m <sup>2</sup> /地上	階建/高さ m
【その他】			

## 監理技術者

監理技術者	氏名			
	所属		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得/登録番号 )		
参加資格要件を満たす実績 (監理技術者)	業務の名称	設計業務		
	業務の発注者名			
	発注形態	単体 共同企業体(名称	出資比率 %)	
	施設の所在地	県 市 町		
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	入札参加要件の区分	A 公営住宅 B 公共建築物		
	建物の概要	【構造】		
【用途】				
【規模】延床面積		m <sup>2</sup> /地上	階建/高さ m	
【その他】				

注1 参加資格要件を満たす実績はそれぞれ1件までとしてください。

電気設備工事の建設に係る主任技術者

(電気設備) 主任技術者	氏名			
	所属(企業名)		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得 / 登録番号 )		

下請け企業とする場合

機械設備工事の建設に係る主任技術者

(機械設備) 主任技術者	氏名			
	所属(企業名)		雇用期間	年 月
	年齢	歳	経験年数	年
	資格等	( 年 月 日取得 / 登録番号 )		

下請け企業とする場合

【添付書類】

書類名		入札参加者 確認	市確認
1	会社概要		
2	商業登記簿謄本(現在事項証明書) 入札公告日以降に交付されたものを提出すること。		
3	納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)の写し(最近1年間の未納がない ことが証明できるもの)		
4	建設業許可申請書の写し(許可区分及び当該営業所が確認できる項のみで可)		
5	経営事項審査(建築)に係る客観的点数を証する書類		
6	参加資格要件を満たす実績(建設企業)に記載された契約書等の写し、共同企業 体による場合は協定書の写し		
7	配置予定の監理技術者の建築一式工事の監理技術者証の写し及び監理技術者講習 修了証の写し		
8	配置予定の技術者において、所属企業と直接的な雇用関係があり、入札参加申込 書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明で きる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通 知書の写し等)		
9	参加資格要件を満たす実績(監理技術者)に記載された契約書等の写し、共同企 業体による場合は協定書の写し、コリンズ・テクリス等の写し		
10	配置予定の電気設備工事の建設に係る主任技術者の必要資格を証明できる書類の 写し(技術検定合格証明書等)		
11	配置予定の電気設備工事の建設に係る主任技術者において、所属企業と直接的な 雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的 かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が 作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		
12	配置予定の機械設備工事の建設に係る主任技術者の必要資格を証明できる書類の 写し(技術検定合格証明書等)		
13	配置予定の機械設備工事の建設に係る主任技術者において、所属企業と直接的な 雇用関係があり、入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的 かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料(健康保険被保険者証の写し、市町村が 作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等)		

注2 必要書類が揃っていることを確認した上で、「入札参加者確認」欄に「 」をつけてください。

(様式2-8)

## 応募グループ協定書

### 目的

第1条 本協定は、応募グループを設立して、平塚市(以下「市」という。)の発注に係る「〇〇事業」(以下「本事業」という。)の事業者募集要項に示す〇〇整備業務並びに工事監理業務(以下「本業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

### 名称

第2条 本協定に基づき設立する応募グループは、「〇〇事業 応募グループ」(以下「本応募グループ」という。)と称する。

### 事務所の所在地

第3条 本応募グループは、事務所を 市 町 番地に置く。

### 成立の時期及び解散の時期

第4条 本応募グループは、令和 年 月 日に成立し、本事業の契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業を受注することができなかつたときは、本応募グループは、前項の規定にかかわらず、本事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

### 本応募グループの構成企業の住所及び名称

第5条 本応募グループの構成企業(以下「応募グループ構成企業」という。)は、次のとおりとする。

(1) 県 市 町

(2) 県 市 町

(3) 県 市 町

### 本応募グループの代表企業

第6条 本応募グループの代表企業(以下「応募グループ代表企業」という。)は、 とする。

### 代表企業の権限

第7条 応募グループ代表企業は、本業務の実施に関し、本応募グループを代表して市と折衝する権限並びに本応募グループの名義をもって契約代金の請求、受領及び本応募グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### 構成企業の連帯責任

第8条 本応募グループは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

### 分担業務額

第9条 各応募グループ構成企業の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき市と契約内容に変更があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(業務名) (応募グループ構成企業名)

(業務名) (応募グループ構成企業名)

(業務名) (応募グループ構成企業名)

2 前項に規定する分担業務額については、運営委員会が定め市に通知する。市との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### 運営委員会

第10条 本応募グループは、応募グループ構成企業全員をもって運営委員会を設け、本業務の完了にあたるものとする。

#### 取引金融機関

第11条 本応募グループの取引金融機関は、銀行 支店とし、応募グループ代表企業の名義により新たに設けられた預金口座によって取引するものとする。

#### 応募グループ構成企業の相互間の責任の分担

第12条 応募グループ構成企業が、その分担工事に関し、市及び第三者に与えた損害は、当該応募グループ構成企業がこれを負担するものとする。

2 応募グループ構成企業が他の応募グループ構成企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係応募グループ構成企業が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第8条に規定する本応募グループの責任を免れるものではない。

#### 権利義務の譲渡の制限

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

#### 事業途中における応募グループ構成企業の脱退

第14条 応募グループ構成企業は、本応募グループが本事業を完了する日までは脱退することができない。

#### 事業途中における構成企業の破産又は解散に対する措置

第15条 応募グループ構成企業のうちいずれかが本事業の途中において破産又は解散した場合（以下、本条において当該応募グループ構成企業を「破産等企業」という。）においては、残存応募グループ構成企業が共同連帯して又は破産等企業の分担業務を適切に実施することが可能な第三者をして、破産等企業の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

#### 解散後の契約不適合

第16条 本応募グループが解散した後においても、本業務に契約不適合があったときは、各応募グループ構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。

#### 協定書に定めのない事項

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

#### 管轄裁判所

第18条 本協定の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表企業 ほか 者は、上記のとおり応募グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書の正本 通及び副本1通を作成し、各構成企業が記名押印の上、正本については構成企業が各1通を保有し、副本については市へ提出する。

令和 年 月 日

〇〇事業 応募グループ

応募グループ代表企業

(所在地)

(氏名)

応募グループ構成企業

(所在地)

(氏名)

応募グループ構成企業

(所在地)

(氏名)

3 基礎的要件に関する提出書類

3 基礎的要件に関する提出書類



(様式 3-1)

## 市営中原上宿住宅建替整備事業

〔基礎的要件に関する提出書類〕

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式 3-2)

令和 年 月 日

### 入札提案書類提出届

平塚市長 様

〔代表企業〕

商号または名称  
所在地  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

令和 5 年 4 月 6 日に公告された「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る総合評価一般競争入札に対する提案書類を提出します。

企 業 名	
部 署	
連絡責任者の 役職・氏名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

入札参加者 番号	
-------------	--

## 入札提案書類確認書

## 1 基礎的要件に関する提出書類

様式番号	提出書類の名称	確認欄	
		入札参加者	市
様式 3-1	表紙		
様式 3-2	入札提案書類提出届		
様式 3-3	入札提案書類確認書		
様式 3-4	要求水準に関する誓約書		
様式 3-5	概算事業費		
様式 3-6	基本的事項に関する確認書		
様式 3-7	要求水準セルフチェックシート		

## 2 企業の技術的能力に関する技術資料

様式番号	提出書類の名称	確認欄	
		入札参加者	市
様式 4-1	表紙		
様式 4-2	技術提案【設計】 1		
様式 4-3	技術提案【設計】 2		
様式 4-4	技術提案【施工】 1		
様式 4-5	技術提案【施工】 2		
様式 4-6	技術提案【全般】		
様式 4-7	事業実施体制		
様式 4-8	設計企業の公営住宅の実設計実績		
様式 4-9	工事監理企業の公営住宅の工事監理実績		
様式 4-10	建設企業の公営住宅の施工実績		
様式 4-11	建設企業の工事成績等		
自由様式	業務工程表		

## 3 配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料

様式番号	提出書類の名称	確認欄	
		入札参加者	市
様式 5-1	表紙		
様式 5-2	配置予定技術者の実績調書(設計)		
様式 5-3	配置予定技術者の実績調書(工事監理)		
様式 5-4	配置予定技術者の実績調書(施工)		

## 4 建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類

様式番号	提出書類の名称	確認欄	
		入札参加者	市
様式 6-1	表紙		
様式 6-2	災害時の地域貢献・建設業労働災害防止協会への加入		

入札参加者 番号	
-------------	--

5 参考図面

様式番号	提出書類の名称	確認欄	
		入札参加者	市
1(自由様式)	配置図		
2(自由様式)	各階平面図		
3(自由様式)	立面図		
4(自由様式)	断面図		
5(自由様式)	住戸平面図		

注1 必要書類に乱丁・落丁のないこと、必要部数揃っていることを確認した上で、確認欄の入札参加者に 印を記載してください。確認欄の市は、市が使用しますので、空欄のままにしてください。

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式 3-4)

令和 年 月 日

## 要求水準に関する誓約書

平塚市長 様

〔代表企業〕

商号または名称  
所在地  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

令和 5 年 4 月 6 日に公告された「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る総合評価一般競争入札に対する提出書類の一式は、「市営中原上宿住宅建替整備事業 要求水準書」に規定された要求水準と同等またはそれ以上の水準であることを誓約します。

落札後、事業実施にあたって、要求水準を満たしていない状況が発生した場合は、自らの負担で要求水準を満たすように補完することも誓約いたします。

入札参加者 番号	
-------------	--



(様式 3-6)

### 基本的事項に関する確認書

提案内容が、基本的事項の確認内容について充足していることを確認の上、提案内容欄にチェック及び充足の状況を記入してください。

基本的事項	確認内容	提案内容
書類の欠落	・すべての書類が提出されている。	-
審査項目の欠落	・審査項目に対応した内容の記載がある。	-
誹謗中傷・虚偽	・誹謗中傷、事実と反する虚偽の記載がない。	-
法令の遵守	・建築基準法における集団規定のうち、影響の大きな項目（建ぺい率、容積率、高さ制限）について、法令等を遵守している。	-
工期	・事業工程表にて、すべての業務が令和8年3月末までに予定されている。	・令和 年 月 日

注1 本様式に記載されている事項は基本要件を記載したものであり、すべての要求水準を満たしていることを確認するものではありません。本様式の確認をもって、すべての要求水準が達成されていると市が判断するものではないことに留意してください。

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式3-7) 別添のMicrosoft Excelの様式で作成してください。

(様式3-7)(A3縦)

入札参加者番号	
---------	--

## 要求水準セルフチェックシート

「提案書」の提案内容が、下表に示す要求水準書確認事項を満たす内容となっているか確認すること。

「提案書」で要求水準書を満たす事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式番号(複数可)を該当様式欄に記載し、応募者確認欄に「」を記載すること。

「提案書」に要求水準書を満たす具体的な記載がない場合は、要求水準を満たすことが可能な事を確認のうえ、応募者確認欄に「」を記載すること。

No	項目等	要求水準書確認事項	応募者		市 確認
			該当様式	確認	
<b>第1 総則</b>					
<b>第2 基本的事項</b>					
1 業務内容					
2 事業用地に関する条件等					
3 適用法令等					
1		本事業を実施するにあたり必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守することとする。 主な関係法令等は「別紙1 主な関係法令等」を参照すること。			
4 参考仕様書・参考基準					
2		建替住宅の設計・施工を行うにあたっては、「別紙2 参考仕様書、参考基準等」を参考とし、各業務の実施状況に合わせて、最新のものを使用すること。 なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。			
5 施設の要求水準					
3		本事業における設計及び建設にあたり、遵守すべき基本的な水準を「別紙3 建替住宅設計要領」に示す。これらの資料に示す水準と同等又はそれ以上の提案をすること。			
<b>第3 事業に関する基本条件</b>					
1 事業用地					
4	(1) 工区の設定	事業用地を1工区とし、工区分けは想定しない。			
5	(2) 建替え手順	既存住宅の住民の仮移転が終了した後、既存住宅及び附帯施設等の解体除却を行い、建替住宅及び附帯施設等の整備を実施する。			
6	(3) 開発行為における基本的考え方	事業者の提案に基づき、必要な法令・条例等に依り申請・届出等の手続を行う。			
7	(4) インフラ設備	建替住宅に必要な水道配水管、下水道管、ガス管及び電柱・電線等の敷設、撤去、移設又は増径等は適切に検討し、関係機関等と協議の後、適正に実施すること。			
2 施設計画					
8		計画にあたっては、次の事項に留意し、良好な住環境の確保に努めること。			
9	(1) 基本事項	地域との融和 ・地域の街並みや景観との調和を図るため、平塚市景観計画及び平塚市公共施設景観ガイドライン、平塚市景観ガイドラインに即したものとするとともに、周辺地域との関連性が意識できる計画とする。 ・工事における周辺住民への影響を最小限に抑える計画とする。			
10		良好な居住環境 ・日照、通風、採光の確保及び防犯性の向上に配慮した快適な居住空間の形成に努める。			
11		コミュニティの醸成 ・住棟通路、附帯施設等との連続性を確保するとともに住民交流を促進するような空間の配置に努める。ただし、附帯施設等を含め可能な限り延床面積の削減を図る。			
12		安全・安心の確保 ・通路の歩車分離を図るとともに、通過交通の排除や見通しの確保など、安全性の向上に努める。 ・歩車分離を行うなど歩行者に安全な計画とし、車両等の出入り口については関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した配置とする。 ・防犯灯や街灯等を適切に配置して、防犯上配慮した計画とし、また、配置計画等に際しては、できるだけ死角を生じないよう、見通しの確保に努める。 ・消防車両の進入については、関係法令等を遵守する。 ・地震、火災時の安全確保に努める。			
13		高齢者等への配慮 ・高齢者や体の不自由な方の利用が想定されることから、極力段差のないバリアフリー化とし、居住者も使いやすい動線計画とする。			
14		ユニバーサルデザイン ・高齢者、障がい者など誰もが安全に生活できるよう、住棟内、住戸内のバリアフリーに加え、通路、駐車場など敷地内の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮する。また、設備機器は、人為的誤操作や経年劣化による事故被害をなくすよう安全機能に配慮する。			
15		維持管理への配慮 ・将来にわたるライフサイクルコスト及び入居者の光熱水費の削減等に配慮する。 ・維持管理、修繕及び機器の更新等が容易に行えるように配慮した施設とする。 ・使用する資材については、耐久性及び耐水性に配慮する。 ・ZEH-M Oriented基準の性能を確保する。			
16		省エネ性能・太陽光発電設備 ・住宅の屋根は、太陽光発電設備を設置することが可能となるよう、積載荷重や建築物の高さを考慮した計画とするとともに、太陽光発電設備設置工事を行うことで事業者が実施した屋上防水工事の性能保証に与える影響についても留意する。 ・太陽光発電設備を設置する屋根の範囲は、建物絶対高さを考慮し、太陽光発電設備を効果的に設置する上で可能な範囲を見込む。 ・太陽光発電設備を原則屋上に設置する。発電能力は15KWとし、発電した電力は給水ポンプ、エレベーター等の共用設備に供給する。また、余剰電力は売電とする。 ・蓄電池は設置しない。 ・太陽光発電設備の設置においては、建設後の屋上防水改修などを見据え、維持管理の容易さに配慮する。			
17	(2) 住棟	位置・配置 ・建物は、鉄筋コンクリート造1棟とし、周辺に圧迫感を与えないよう、道路等の公共空間から距離をとった配置とする。 ・周辺住民のプライバシー確保に配慮するとともに、建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど近隣の戸建住宅や民間施設等に対する圧迫感や周辺環境に配慮する。			
18		形態・意匠 ・建物は、周辺との調和やまちなみとの連続性に配慮し、周辺に圧迫感を与えないデザインとするよう努める。また、建物以外の駐車場、附帯施設及び工作物についてもデザインの調和を図る。 ・色彩などによって壁面に変化をつけることで単調な連続を避け、ボリューム感の軽減に努める。 ・複雑な構造とならないよう努めるとともに周囲に圧迫感を与えない様な位置とする。 ・屋根形状は、陸屋根を基本とする。 ・ペランダやバルコニーは、物干し金具の位置を工夫したり不透明性のスクリーンを採用するなど、通りからの見え方に配慮する。 ・建物の色彩は、周辺と調和しない原色や突出色を避け、彩度の低い落ち着いたものとする。 ・外壁や屋根は、耐久性、耐候性、退色性を考慮し、年月の経過で、風格や味わいが変わらない素材を使用するよう努める。 ・輝度の高い金属板等の使用は避ける。			
19		高さ・規模 ・建物の規模は、周辺との調和に配慮し、圧迫感を与えないようとする。 ・住戸の主たる居住室の開口部において日照を確保できるよう計画する。 ・日影・電波障害等について周辺環境に配慮する。			
20		安全性の確保 ・外壁面、バルコニー、共用廊下等の前面には、落下物に対する安全性を確保するため空地や植栽帯等を設ける。 ・通路など歩行者動線と重なる部分には、庇など安全対策を施す。			
21	(3) 駐車場	形態と配置 ・駐車場は、なるべく目立たないよう工夫する。 ・屋外平面駐車を原則とし、周辺交通ネットワークとの連続性に配慮して配置する。			
22		規模と大きさ ・平塚市まちづくり条例に基づく台数を確保し、敷地の全体バランスを勘案して台数を決定する。 ・駐車スペースの大きさは幅2.5m、奥行き5.0mを標準とする。 ・幅3.5m以上、奥行き5.0m以上の車椅子使用者向け駐車場を1区画整備する。 ・建替住宅の住民用として、電気自動車普通充電設備を1区画設ける。なお、この区画をまちづくり条例に基づく区画数に含めることも可とする。			
23	(4) 自転車置場	形態と配置 自転車置場は、なるべく目立たない配置とする。 ・屋根と腰壁(耐風板や風除け)付きの駐輪を原則とし、通路と住棟出入り口とのネットワークに配慮した配置とする。			
24		規模 ・台数は住戸数に対して100%以上とし、地域の交通事情を踏まえ必要なスペースを確保する。 ・屋根付きとし、サイクルラックは不可とする。			
25		盗難防止 ・見通しのよい場所に設置するとともに、照明の設置など防犯性の向上に努める。 ・チェーン用パーラックは設置しない。			
26	(5) ごみステーション	形態と配置 ・ごみステーションは、接道面以外の三方はコンクリート又はコンクリートブロック造の外壁で囲み、外壁の高さ及び奥行きは原則として80センチメートル以上とする。 ・ごみステーションは、位置や形状などを工夫し、目立たないよう配慮する。			



27			規模と大きさ	・平塚市まちづくり条例等に基づき整備し、住棟からの距離や動線など、利用者の利便性や周辺環境等に十分配慮する。 ・清掃等に水道及び排水設備を用意する等、メンテナンスに十分配慮する。 ・詳細については市の担当課と協議して決定する。																												
28	(6)	外構・その他の屋外施設	オープンスペース、遊歩道等	・コミュニティ空間の連続性が担保できるよう配置する。また、段差のないバリアフリーである空間として整備する。 ・敷地南側に、緑道などによる歩道状空地を設ける。なお、設けるに当たっては維持管理の容易さや防犯性に配慮する。																												
29			緑地	・平塚市まちづくり条例に基づく緑化率を確保する。 ・関連諸法令等によるほか、周辺環境を踏まえ、騒音や強風から居住環境が保護できるよう配置する。 ・植樹帯の樹種は、地域性を加味するとともに維持管理に適したものとする。 ・駐車場や自転車置場の境界部周辺は、緑化に努め、道路の歩行者から自動車や自転車のガラスが見えないように配慮する。																												
30			掲示板等	・コミュニティ形成のための情報ツールとして情報掲示板等を設置する。																												
31			駐車場舗装面	・維持管理の容易さに配慮した舗装面とする。																												
32			垣、柵等	・敷地の周囲は、フェンス等の使用を避け、生垣化に努める。やむなく道路沿いに設置する場合は、道路境界より後退させて空いたスペースに植栽を行うなど、沿道景観に配慮する。																												
33	(7)	設備関連施設	電気室等	・設備計画により必要な場合は、電気室等を設ける。 ・敷地内電気配線は、地下埋設を原則とする。やむなく敷地内通路等において電柱等を設置する場合は、電力会社等と十分な協議を行い、景観上配慮する。 ・設備機器等の工作物・設備類は集約し、建物内部に取り込むか、道路等の公共の場から見えない場所に設置する。やむなく露出してしまう場合は、ルーバーや遮蔽する効果のある植栽等で隠したり、建物とのデザインの調和に配慮する。																												
34			ガス設備	・都市ガスを原則とする。																												
35			下水設備等	・公共下水道接続を原則とする。																												
36			維持管理	・設備関連施設は、設備計画と併せて経済性やメンテナンス性に配慮した計画とする。 ・アンテナ類は、集中化を図り、無秩序に林立することがないようにデザインに配慮する。																												
<b>3 施工計画</b>																																
37				安全や環境に配慮し、不測の事態発生を見通し余裕をもった施工計画とする。工事にあたっては、公的機関等及び地元関係者等と十分に協議、調整を行うとともに、品質管理及び安全管理を徹底する。また、リサイクル材、エコマテリアルの使用、建設副産物の発生抑制、再資源化等、循環型社会への対応に配慮する。																												
<b>4 事業期間</b>																																
38				令和8年3月31日までに引渡しを完了すること。(検査含む) なお、業務時期の目途については、下記のとおりとする。 設計業務 令和5年12月から令和6年12月 解体工事 令和6年7月から令和6年12月 建設工事 令和7年1月から令和8年3月																												
<b>第4 市営住宅等整備業務の整備に関する条件</b>																																
<b>1 市営住宅等整備の概要</b>																																
39	(1)	建替住宅	整備戸数等	建替住宅の整備戸数は40戸とする。また、住戸タイプごとの住戸専用面積及び必要供給戸数は次による。																												
40			-ア	<table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸タイプ</th> <th>S1</th> <th>S2</th> <th>M1</th> <th>M2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間取り</td> <td>1DK</td> <td>1DK (車椅子世帯用)</td> <td>2K</td> <td>2DK</td> </tr> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>34㎡程度</td> <td>51㎡程度</td> <td>44㎡程度</td> <td>51㎡程度</td> </tr> <tr> <td>必要供給戸数</td> <td>25戸</td> <td>1戸</td> <td>5戸</td> <td>9戸</td> </tr> <tr> <td>整備戸数計</td> <td colspan="4">40戸</td> </tr> </tbody> </table>	住戸タイプ	S1	S2	M1	M2	間取り	1DK	1DK (車椅子世帯用)	2K	2DK	住戸専用面積	34㎡程度	51㎡程度	44㎡程度	51㎡程度	必要供給戸数	25戸	1戸	5戸	9戸	整備戸数計	40戸						
住戸タイプ	S1	S2	M1	M2																												
間取り	1DK	1DK (車椅子世帯用)	2K	2DK																												
住戸専用面積	34㎡程度	51㎡程度	44㎡程度	51㎡程度																												
必要供給戸数	25戸	1戸	5戸	9戸																												
整備戸数計	40戸																															
41			-イ	住戸専用面積(芯寸法)には、バルコニー部分及び廊下に面するPS及びMBの面積は含まないものとする。各住戸タイプの専用面積の「程度」とは±3%以内とする。ただし、1DKは増のみとする。																												
42			-ウ	各住戸タイプをバランスよく配置する。																												
43			-エ	その他、必要に応じて電気室、附帯施設等を設置する。																												
44			-オ	附帯施設等を含め、可能な限り延床面積の縮減に努めること。																												
45				配置計画・規模等																												
46			-ア	住棟は、鉄筋コンクリート構造1棟とし、耐火構造とすること。																												
47			-イ	入居者の通勤・通学・買い物など日常の動線を考慮し、その目的に応じた住棟や附帯施設等の配置、敷地内通路等の計画を行うこと。																												
48			-ウ	周辺への配慮として、建物による圧迫感の軽減や、良好な日照環境の確保などに努めること。																												
49			-エ	バルコニーの向きは南向きを基本とする。																												
50			-オ	原則、車椅子世帯用の住戸は1階に配置すること。																												
51				居住環境																												
52			-ア	防犯性の向上に努めるとともに、良好な居住環境を確保できるよう日照・通風・プライバシーの確保等に配慮すること。																												
53			-イ	日照の検討にあたり、周辺の施設等の日影についても考慮すること。具体的な住棟の配置位置については、敷地境界線からの離隔距離を考慮すること。																												
54	(2)	附帯施設	道路・歩道																													
55			-ア	平塚市まちづくり条例等に基づく整備が想定されることから市と協議し必要な整備をすること。 なお、拡幅等の部分については市と移管について協議することとする。																												
56			-イ	敷地南側に、緑道などによる歩道状空地を設けること。なお、設けるに当たっては維持管理の容易さや防犯性に配慮すること。																												
57				駐車場	「第3 事業に関する基本条件 2 施設計画 (3)駐車場」に記載																											
58				自転車置場	「第3 事業に関する基本条件 2 施設計画 (4)自転車置場」に記載																											
59				ごみステーション	「第3 事業に関する基本条件 2 施設計画 (5)ごみステーション」に記載																											
60				緑地	「第3 事業に関する基本条件 2 施設計画 (6)外構・その他の屋外施設」に記載																											
61				消防水利・消防活動空地	法令・条例等を遵守すること。																											
62				雨水流出抑制施設	法令・条例等により、必要に応じて雨水流出抑制施設を設置すること。																											
63				電気室の配置	電気室は極力設けないよう計画すること。設ける場合は、車両が寄り付ける等、メンテナンスに十分配慮すること。																											
<b>2 各種調査(事前調査、事後調査、事後対策)</b>																																
64				各種調査着手前に必要な地元調整(近隣住民等(工事の影響を受ける学校等の近隣施設を含む。)への説明・周知等)を行い必要に応じて市の確認を受けること。 また、各種調査結果について、市に報告すること。																												
65	(1)	地質調査		本事業に必要な地質調査は、必要な時期に適切に実施すること。																												
66	(2)	測量調査		本事業に必要な測量調査は、必要な時期に適切に実施すること。																												
67	(3)	周辺家屋調査		工事の実施にあたり、周辺家屋調査は事前調査及び事後調査の2回行うこと。工事に伴い周辺家屋への影響があった場合は、事業者の責任において補償・修繕等の対応を行うこと。																												
68	(4)	電波障害予測調査		本事業に必要な電波障害予測調査は、事前調査及び工事中調査、事後調査の3回にわたり実施すること。 調査の結果必要となった電波障害対策工事は、事業者の責任において、速やかに行うこと。																												
69	(5)	アスベスト含有材の調査		関係法令に基づき既存住宅の調査を実施するとともに、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(Ｒ3年3月)を参考に必要に応じて分析調査等を行うこと。 なお、市が調査した結果は「添付資料6 石綿分析結果報告書の概要書」とおり。																												
70	(6)	地下埋設物の調査		敷地内や隣接・近接する公共施設等の地下埋設物について、各種インフラ(水道、ガス、NTT、東電、下水道等)に係る地下埋設物の所有者と協議を行い、適正に施工すること。埋設位置が不確実な箇所がある場合は、慎重に試掘を行い、埋設物の詳細な位置を確認すること。参考として、市が把握等している地下埋設物を「添付資料8 地下埋設物の参考情報」に示す。 なお、埋蔵文化財調査については、令和4年7月に試掘確認調査を実施済みであり、検出遺構、出土遺物は検出されなかった。																												
71	(7)	発生土の調査		敷地内から発生する発生土の調査については、県土整備局工事に係る土砂検定基準に必要な調査を行うこと。																												
72	(8)	PCBの調査		本事業におけるPCB含有に関する調査や確認については、必要な時期に適切に実施すること。 なお、高濃度PCB含有設備は市が全て処分済みである。																												
73	(9)	その他必要な調査		その他、本事業実施に必要な調査を実施すること。																												

3 建替住宅等の設計																																																							
74	(1)	設計業務	ア	設計の範囲は、本事業に係る全ての工事を対象とする。																																																			
75			イ	契約後速やかに事業提案に基づき市の確認を得た設計に関する工程表（以下「設計工程表」という。）に従い、建替住宅等の基本設計を開始し、基本設計完了後に市による確認を受けなければならない。																																																			
76			ウ	基本設計に基づいて実施設計を行い、実施設計完了後に市による確認を受けなければならない。																																																			
77			エ	市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、全体工期及びサービス対価（総額）の支払額の変更を伴わない範囲で、要求水準の変更を求められることができるものとする。																																																			
78			オ	建替住宅の整備に当たっては、事業者にて関係法令等、要求水準、公営住宅等整備基準について適合チェックリストを作成し、確認を行うこと。																																																			
79			カ	市は、上記イ項及びウ項による確認の実施、工項による変更の要求により、設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。																																																			
80			キ	遵守すべき基本的な水準を「別紙3 建替住宅設計要領」に示す。なお、要求水準書と「別紙3」に齟齬のある場合は、要求水準書を優先する。																																																			
81			ク	基本設計及び実施設計は、市と十分な打合せにより実施するものとし、市の要請にも随時対応すること。また、業務の進捗状況に応じた目途ごとに市に設計図書等を提出する等の中間報告を行うものとする。ただし、設計工程表と齟齬が生じた場合は、市は中間報告を求められることが出来る。 【中間報告目録】 ・基本設計 基本設計及び概算工事費の検討案作成時 令和5年度に関する業務の完了時 ・実施設計 実施設計及び概算工事費の検討案作成時																																																			
82			ケ	設計業務は、「別紙4 設計業務特記仕様書」に則って行うこと。																																																			
83	(2)	許認可申請業務		施設整備に係る許認可申請等は、事業者の責任で必要な関係機関との協議及び申請等の手続きを行うこと。当該行為に係る費用は、事業者が全て負担すること。																																																			
84	(3)	地元説明等及び近隣対応	ア	計画内容について近隣住民等へ説明・周知等を行い、要望・質疑等についても適切に対処すること。また、説明会等（個別対応含む。）開催に必要な手続等は事業者の責任及び負担により行うこと。																																																			
85			イ	説明会等において近隣住民等から計画内容に対する要望が出た場合は、市と協議し、可能な範囲で対応すること。																																																			
86			ウ	説明会等は、平塚市まちづくり条例に基づき適切な時期に実施すること。また、その他必要に応じて基本計画の完了後及び工事着工前等、近隣住民の求めに応じて市と協議の上速やかに行うものとする。																																																			
4 既存住宅の解体除却																																																							
87	(1)	解体除却工事の施工計画及び施工		解体除却対象施設等																																																			
88			-ア	次に示す事業用地内の既存住宅及び付帯施設等（フェンス、植栽、その他の屋外付帯施設、及び地中埋設物、杭等）を解体除却する。ただし、市と協議して建替住宅の整備の障害とならないものについては、この限りではない。 (主な既存住宅の概要) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>棟数</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建築物</td> <td>住棟</td> <td>昭和45年度</td> <td>R C造</td> <td>5階建</td> <td>1棟 (30戸)</td> <td>1,224.00㎡</td> </tr> <tr> <td>ブドウ園</td> <td>同上</td> <td>C B造</td> <td>平屋</td> <td>1棟</td> <td>8.60㎡</td> </tr> <tr> <td>自転車置き場</td> <td></td> <td>S造</td> <td>平屋</td> <td>2棟</td> <td>約70㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工作物</td> <td>消防水利 (旧受水槽)</td> <td>同上</td> <td>R C造</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>し尿浄化槽</td> <td>同上</td> <td>R C造</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ごみステーション</td> <td>同上</td> <td>C B造</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外掲示板・看板</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上記概要は、既存住宅の建物の概略を示したものであり、詳細は現地にて確認を行うこと。規模は、建築物は延床面積、工作物は築造面積とする。 注) し尿浄化槽については、GL-500mmまで撤去済み GL-500mm以下残置(3500mm×8000mm×3560h程度)	区分	用途	建設年度	構造	階数	棟数	規模	建築物	住棟	昭和45年度	R C造	5階建	1棟 (30戸)	1,224.00㎡	ブドウ園	同上	C B造	平屋	1棟	8.60㎡	自転車置き場		S造	平屋	2棟	約70㎡	工作物	消防水利 (旧受水槽)	同上	R C造				し尿浄化槽	同上	R C造				ごみステーション	同上	C B造				屋外掲示板・看板				2	
区分	用途	建設年度	構造	階数	棟数	規模																																																	
建築物	住棟	昭和45年度	R C造	5階建	1棟 (30戸)	1,224.00㎡																																																	
	ブドウ園	同上	C B造	平屋	1棟	8.60㎡																																																	
	自転車置き場		S造	平屋	2棟	約70㎡																																																	
工作物	消防水利 (旧受水槽)	同上	R C造																																																				
	し尿浄化槽	同上	R C造																																																				
	ごみステーション	同上	C B造																																																				
	屋外掲示板・看板				2																																																		
89			-イ	杭については、全て撤去する。																																																			
90			-ウ	解体除却対象施設等について、目視等により適宜事前調査を実施し、解体工事の計画に反映させること。																																																			
91			-エ	既存住宅の残存物は、予め市が撤去するが、残存物を発見した場合は、市へ報告すること。																																																			
92				解体除却工事の施工計画																																																			
93			-ア	解体除却工事にあたり、周辺の住環境に配慮した適切な工法選定と施工計画の作成を行うものとする。																																																			
94			-イ	予期しない地下埋設物等が確認された場合等、想定外の状況への対応については、市と協議を行うものとする。																																																			
95				解体除却工事の施工																																																			
96			-ア	解体除却工事の施工は、振動や騒音等の対策を適切に行い、周辺地域へ十分配慮するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置の上、工事を進めること。																																																			
97			-イ	解体及び除却時において、建材に非飛散性アスベストを含有している疑いのある物質が含まれていると認められた場合は、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）」に基づき、成分分析等の調査を実施すること。																																																			
98			-ウ	解体除却対象施設に飛散性アスベスト含有建材の使用が認められる場合、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏れ防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づき、必要に応じて届出を行い 適切に除去を行うこと。																																																			
99			-エ	「添付資料6 石綿分析結果報告書の概要書」を確認のうえ適正処分すること。必要に応じて追加の事前調査等を実施すること。																																																			
100			-オ	レベル1、2のアスベスト含有が判明した場合は、市と協議を行うこととする。																																																			
101			-カ	レベル3のアスベストについては、「添付資料6 石綿分析結果報告書の概要書」及び「添付資料9 既存住宅の平面図等」を参考にアスベストが含有されているものとみなし、その撤去処分費は事業費に含むものとする。																																																			
102			-キ	解体除却工事は、「別紙5 平塚市建物工事仕様書」に則って行うこと。																																																			
5 建替住宅等の建設工事																																																							
103	(1)	施工管理	ア	建替住宅等の建設工事にあたっては、周辺環境に十分配慮した施工計画を作成し、適切な施工管理を行うこと。																																																			
104			イ	工事工程表については、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に確保されるよう管理すること。																																																			
105			ウ	現場代理人、監理技術者は専任配置とし、着手前にその者の氏名、有する資格等、必要な事項について市に届け出ること。なお、現場代理人と監理技術者の兼務は、可能とする。																																																			
106			エ	関係法令等を遵守し、設計図書及び施工計画等に従って工事を実施すること。																																																			
107			オ	市の工事現場確認の際に事業者は施工状況について説明を求められた場合は、速やかに回答をすること。																																																			
108			カ	材料・製品の品質及び施工の品質を確保するとともに、品質内容が確認出来る写真、施工記録資料を作成すること。																																																			
109			キ	工事は、「別紙5 平塚市建物工事仕様書」に則って行うこと。																																																			
110			ク	「別紙7 平塚市建物工事提出書類一覧」のとおり適宜工事関係書類及び資料の提出をすること。																																																			
111	(2)	近隣対応	ア	工事期間中は、周辺その他からの苦情等が発生しないように注意するとともに、万一発生した苦情等については、事業者が窓口となり、工程に支障をきたさないように事業者の責任において処理すること。																																																			
112			イ	工事期間のすべてにおいて、近隣住民等に工事内容等を掲示板等で周知すること。																																																			
113			ウ	工事着手に先立ち、近隣住民等へ工事内容の説明・チラシの投函等により周知等を行い要望・質疑等についても適切に対処すること。また、説明会等（個別対応含む。）開催に必要な手続等は事業者の責任及び負担により行うこと。																																																			
114			エ	工事期間中は、国土交通省のお知らせ看板を設置すること。																																																			
115	(3)	安全対策	ア	工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害を及ぼさないよう万全の対策を取ること。特に、第三者への安全面に配慮すること。																																																			
116			イ	工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せすること。																																																			
117			ウ	運行速度、誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等について十分に配慮すること。																																																			
118			エ	通行者や一般車両はもとより、高齢者、児童、障害者等への危険防止や安全性の確保等について十分な対策を取ること。																																																			
119			オ	万一事故等災害の発生した場合は、市に報告し、事業者の責任において速やかに対処すること。																																																			
120	(4)	環境対策	ア	建設工事にあたっては、騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、水質の汚濁及び搬出入車両の交通問題等、周辺環境に影響を及ぼすことがないよう予測を立て、状況把握や十分な対策を取ること。																																																			
121			イ	建設機械等の使用にあたっては、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型、低燃費機械等の使用の徹底を図ること。																																																			
122			ウ	周辺地域に上記の悪影響を与えた場合には、苦情処理等、事業者の責任において速やかに対処すること。																																																			
123			エ	近接する建物での生活や業務に支障を与えないよう十分に配慮すること。																																																			
124	(5)	既存環境の保護	ア	道路、公共施設及び周辺家屋等に損傷を与えないよう留意し、工事期間中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。																																																			
125			イ	工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合は、市に報告し、事業者の責任において速やかに対処すること。																																																			
126	(6)	廃棄物の処理	ア	建設及び解体工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理及び処分すること。																																																			

<b>6 建替住宅等の工事監理</b>				
127			ア	工事監理の範囲は本事業に係る全ての工事を対象とする。
128			イ	事業者は、建築基準法等に規定する工事監理者を配置し、その者の氏名、有する資格など必要な事項について、市の確認を受けること。なお、工事監理者は、建設工事に従事する者以外のものであること。
129			ウ	建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事及び機械設備工事に係る監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき工事監理を行うこと。
130			エ	工事監理者は、建設工事が要求水準書に適合しているか確認を行うとともに、必要に応じて立会い、検査、工事材料の試験及び工場加工組立製作の試験、検査等を行い、施設の品質管理に努めること。
131			オ	建設工事への指示は書面で行うとともに、市のモニタリング時の求めに応じ、当該書面を提出すること。
132			カ	工事期間中は、1か月毎に市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。
133			キ	監理報告書の内容は、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、施工検査記録等とする。また、市の要請があれば随時報告すること。
134			ク	工事監理は、「別紙6 工事監理業務特記仕様書」に則って行うこと。
135			ケ	「別紙7 平塚市建物工事提出書類一覧」のとおり工事関係書類及び資料の確認を行い、不備がある場合は施工者に修正指示をすること。
<b>7 住宅性能評価及び化学物質室内濃度調査の実施</b>				
136	(1)	設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得	要求性能	住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく性能表示を行うこと。要求性能は、「住宅性能評価の等級」（別紙3 建替住宅設計要領）に表示する等級以上とする。
137			性能評価の取得	登録住宅性能評価機関より、「ZEH-M Oriented」の適合が確認出来る建築物省エネルギー性能表示制度のBELS評価書等（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の交付を受けること。また、評価書設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の交付を受けること。
138	(2)	化学物質の室内濃度測定		工事完工後に、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を測定実施機関において行い、室内空気質の状況が、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、市に報告すること。調査を行うにあたっては、「別紙5 化学物質の室内濃度調査要領」を遵守すること。
<b>8 建替住宅等の竣工検査及び引渡し</b>				
139	(1)	建替住宅等の竣工検査		事業者は、自らの責任及び費用において、建替住宅等の竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等を実施する。なお、検査の実施にあたっては、事前に市に通知し、市は、竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等に立ち会うことができるものとする。竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
140	(2)	完了検査及び引渡し		市は、事業者による建替住宅等の竣工検査及び設備・器具等の試運転検査等の終了後、次の方法により完了検査を行い、事業者は市に対し建替住宅等の引渡しを行う。また、部分引き渡しについても同様とする。なお、完了検査の時期については市との協議により事前に決めることとする。
141			ア	市は、事業者の立会いの下で、完了検査を実施する。
142			イ	設備及び器具等の取扱い説明書を取りまとめたファイルを住戸毎に作成し、各住戸へ備え付け、その控えとして紙媒体2部及び電子媒体（CD-R等）2部を市へ提出するものとする。
143			ウ	設備・器具等の取扱いに関する市への説明を、上記(1)建替住宅等の竣工検査の項における試運転とは別に実施する。
144			エ	市の完了検査に際し、関係官公署の検査済証等の必要な完工図書一式、引継ぎ調書（家賃算定するための工事毎の費用の資料を含む）を書類ケースに入れて提出し、あわせて同内容の電子媒体（CD-R等）を1部提出する。必要とする完工図書一式、引継ぎ調書の内容は、事前に市が確認するものとする。完工図書一式、引継ぎ調書については「別紙5 平塚市建物工事仕様書」、「別紙7 平塚市建物工事提出書類一覧」を参照すること。
145			オ	市の完了検査を受けた後、鍵の引渡しをもって建替住宅等の引渡しとする。
146	(3)	保証期間		保証期間は、引渡しの日から、2年間（防水は10年間、植栽は1年間、設備機器本体等は1年間）。ただし、別途仕様書に記載がある場合は、仕様書による。
<b>9 住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託</b>				
147			ア	「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）」に基づいて、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金を供託すること。
148			イ	保険加入を選択する場合は、利用する保険法人について、市へ報告すること。
149			ウ	利用する保険法人において設計施工基準を定めている場合は、その基準を遵守すること。
150			エ	保険加入に伴い必要となる調査や工事期間中の検査等を十分に把握した上で、工程計画及び管理を行うこと。
<b>10 補助金・交付金申請等関係書類の作成支援業務</b>				
151				社会資本整備総合交付金等の交付申請等に必要となる、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る下記の各種資料等の作成等を行うこと。なお、補助金・交付金交付申請に必要な資料の作成については、市と適宜協議を行い、市の指示に基づいて作成することとし、作成にかかる費用はすべて事業者が負担すること。
152			ア	配置図、平面図、立面図、面積表等の工事内容が分かる図面等
153			イ	工事費内訳明細書、積算根拠（数量、単価等）資料等（内訳書の項目別分け（専用部分、共用部）等については別途指示）
154			ウ	申請対象分を明示するための色分け、色塗図書、写真等
155			エ	その他、必要となる書類等
<b>11 会計実地検査の支援業務</b>				
156				事業者は、本事業期間中に国の会計実地検査の対象となった場合、市が受検するにあたり必要な資料作成や会計検査院への説明の補助等を行うこと。なお、作成にかかる費用はすべて事業者が負担すること。
<b>12 市による事業の実施状況のモニタリング</b>				
157				市は、事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等についてモニタリングを実施する。事業者は設計業務完了時、及び工事完工時に「要求水準書チェックリスト」を作成し市の確認を受ける。事業者は、建替住宅の施工期間中、市の求めに応じ中間確認を受ける。なお、モニタリングの実施によって、市は、調査、設計、工事等について何ら責任を負担するものではない。
<b>13 技術提案の違反に対する措置</b>				
158				事業者は、技術提案どおりに実施しなければならないが、技術提案に反した場合、市は事業者に対し一定のペナルティ（違約金など）の措置を行う。具体的な内容は、事業契約書で定める。

4 企業の技術力、技術的能力に関する技術資料

4 企業の技術力、技術的能力に関する技術資料

(様式 4-1)

## 市営中原上宿住宅建替整備事業

〔企業の技術力、技術的能力に関する技術資料〕

入札参加者 番号	
-------------	--

様式 4-2	技術提案【設計】 1
<p>工事目的物の安全性・経済性、コミュニティ機能の向上に関する技術提案  【詳細事項 1】安全性の向上及びライフサイクルコストの縮減等について</p>	

- 注 1 自社の名称、過去の工事を実施、経験した場所やその年度などの記述を禁止します。(不適合)
- 注 2 制限枚数片面 2 枚以内。本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまいませんが、図や表だけに記述された文章は評価しないので注意してください。
- 注 3 本様式に記入しきれない場合は、別途参考資料を添付してください。  
(枚数、様式自由)
- 注 4 提案された内容について、書面で確認を行う場合があります。

入札参 加者 番号	
-----------------	--

太陽光発電設備の設置に関する技術提案  
【詳細事項 2】太陽光発電設備の設置について

- 注 1 自社の名称、過去の工事を実施、経験した場所やその年度などの記述を禁止します。(不適合)
- 注 2 制限枚数片面 2 枚以内。本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまいませんが、図や表だけに記述された文章は評価しないので注意してください。
- 注 3 本様式に記入しきれない場合は、別途参考資料を添付してください。(枚数、様式自由)
- 注 4 提案された内容について、書面で確認を行う場合があります。

入札参加者 番号	
-------------	--

様式 4-4	技術提案【施工】 1
<p>工事目的物の性能、機能の向上に関する施工面からの技術提案  【詳細事項 1】 構造躯体の品質向上について</p>	

- 注 1 自社の名称、過去の工事を実施、経験した場所やその年度などの記述を禁止します。(不適合)
- 注 2 制限枚数片面 2 枚以内。本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまいませんが、図や表だけに記述された文章は評価しないので注意してください。
- 注 3 本様式に記入しきれない場合は、別途参考資料を添付してください。(枚数、様式自由)
- 注 4 提案された内容について、書面で確認を行う場合があります。

入札参加者 番号	
-------------	--



様式 4-5	技術提案【施工】2
<p>社会的要請への対応に関する技術提案  【詳細事項2】施工における周辺への環境対策について</p>	

- 注1 自社の名称、過去の工事を実施、経験した場所やその年度などの記述を禁止します。(不適合)
- 注2 制限枚数片面2枚以内。本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまいませんが、図や表だけに記述された文章は評価しないので注意してください。
- 注3 本様式に記入しきれない場合は、別途参考資料を添付してください。(枚数、様式自由)
- 注4 提案された内容について、書面で確認を行う場合があります。

入札参加者 番号	
-------------	--

様式 4-6	技術提案【全般】
<p>設計・施工一括方式特有の業務効率化等に関する提案  【詳細事項】工期短縮等について</p>	

- 注 1 自社の名称、過去の工事を実施、経験した場所やその年度などの記述を禁止します。(不適合)
- 注 2 制限枚数片面 2 枚以内。本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまいませんが、図や表だけに記述された文章は評価しないので注意してください。
- 注 3 本様式に記入しきれない場合は、別途参考資料を添付してください。(枚数、様式自由)
- 注 4 提案された内容について、書面で確認を行う場合があります。

入札参加者 番号	
-------------	--

様式 4-7	事業実施体制
<p>次の点に配慮して記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 代表企業・構成企業の役割・責任の明確性と適切性</li>          <li>・ 事業の推進の調整・連携体制</li>          <li>・ 品質管理のためのセルフモニタリング等の実施体制</li></ul>	

制限枚数片面 2 枚以内。本文中に記述内容をイメージしやすいよう、図や表を挿入してもかまいませんが、図や表だけに記述された文章は評価しないので注意してください。

## 設計企業の公営住宅の実施設計実績

公営住宅に関する実績	業務の名称	設計業務
	業務の発注者名	
	発注形態	単体 共同企業体 ( 名称 出資比率 % )
	施設の所在地	県 市 町
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	建物の概要	【構造】
【規模】		
【その他】		

注1 平成25年度から令和4年度までに完成し、引渡しが終了した元請負者として受注した公営住宅（RC造（SRC造、WRC造を含む））の新築工事の実施設計実績を記入してください。

注2 実績として記載した業務の契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写しを添付してください。

工事監理企業の公営住宅の工事監理実績

公営住宅に関する実績	業務の名称	住宅工事施工監理業務
	業務の発注者名	
	発注形態	単体 共同企業体 ( 名称 出資比率 % )
	施設の所在地	県 市 町
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	建物の概要	【構造】 【規模】 【その他】

注1 注1 平成25年度から令和4年度までに完成し、引渡しが終了した元請負者として受注した公営住宅（RC造（SRC造、WRC造を含む））の新築工事の工事監理実績を記入してください。

注2 実績として記載した業務の契約書等の写し、契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写しを添付してください。

建設企業の公営住宅の施工実績

公営住宅に関する実績	業務の名称	住宅整備事業
	業務の発注者名	
	発注形態	単体 共同企業体(名称 出資比率 %)
	施設の所在地	県 市 町
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	建物の概要	【構造】
【規模】		
【その他】		

注1 平成25年度から令和4年度までに完成し、引渡しが終了した元請負者として受注した公営住宅(RC造(SRC造、WRC造を含む))の建築一式工事(躯体、外装及び内装の全てを含む新築工事)の施工実績を記入してください。

注2 実績として記載した業務の契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写しを添付してください。

## 建設企業の工事成績等

過去5年間の 平塚市発注の 工事成績	工事成績評点の有無	有 ・ 無 (いずれかに をつけてください)	
	工事評点	点 (小数点以下第2位を四捨五入)	
過去5年間の 優良建設工事 表彰等の受賞 実績	実績の有無	有 ・ 無 (いずれかに をつけてください)	
	表彰回数	回	
	実績	発注者	
		工種	
		表彰対象工事件名	
		業務期間	
工事概要			

注1 工事評点には、平成30年度から令和4年度までに完成し、引渡しが終了した平塚市発注工事（建築一式工事）の工事成績評定の平均点を記載してください。工事成績評定がない場合は空欄としてください。

注2 過去5年間の優良建設工事表彰等の受賞実績については、平成30年度から令和4年度(対象工事年度は平成29年度から令和3年度)までに、平塚市、神奈川県内市、神奈川県又は関東地方整備局が実施した優良工事表彰（建築一式工事）の受賞実績（1件のみ）について記載してください。

注3 平塚市以外の表彰は表彰状の写し及び契約書の鑑の写しを提出してください。（縮小可）

5 配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料

5 配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料



(様式 5-1)

## 市営中原上宿住宅建替整備事業

〔配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料〕

入札参加者 番号	
-------------	--



(様式 5-3)

配置予定技術者の実績調書(工事監理)

氏名		最終学歴	
法令による資格・免許の名称	( 交付年月日 年 月 日 登録(交付)番号 )		
	( 交付年月日 年 月 日 登録(交付)番号 )		
工事経験の条件	落札者決定基準 6頁 「配置予定技術者の技術的能力」 11 公営住宅の実績【工事監理】のとおりとする。		
工事経験の概要	工事名		
	発注機関		
	受注形態	単体 共同企業体(名称	出資比率 %)
	契約金額		
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	施工場所		
	従事職名	主任担当技術者 管理技術者 その他( )	
工事内容			

上記のとおり相違ありません。

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

注1 対象となる業務が2つある場合は、「工事経験の概要」部分を複写してご記入ください。

注2 工事経験で記載した業務の契約書等の写し、共同企業体による場合は協定書の写し、コリンズ・テクリス等の写しを添付してください。

入札参加者 番号	
-------------	--



6 建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類

6 建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類

(様式 6-1)

## 市営中原上宿住宅建替整備事業

〔建設企業の社会性・信頼性に関する提出書類〕

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式 6-2)

災害時の地域貢献・建設労働災害防止協会への加入

災害時等の地域貢献（災害協定の締結状況）	協定等の締結の有無	有・無（いずれかに をつけてください）
	協定等の名称	
	協定等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	協定等の内容	協定締結に関する誓約書を提出してください。
建設業労働災害防止協会への加入	加入の有無	有・無（いずれかに をつけてください）
		建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを提出してください。（最新のを提出してください。）

入札参加者 番号	
-------------	--

7 入札書・入札金額内訳・建設企業の地域性に関する提出資料

7 入札書・入札金額内訳書・建設企業の地域性に関する提出書類



(様式 7-1)

令和 年 月 日

# 入 札 書

(提出先)  
平 塚 市 長

入札者										
住所(所在地)										
商号又は名称										
代表者職氏名 _____ 印										
代理人 _____ 印										
入札件名										
市営中原上宿住宅建替整備事業										
入札金額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
適用										
平塚市契約規則を守ります。										
その他										

(様式 7-2) 別添の Microsoft Excel の様式で作成し、入札時に添付してください。

令和 年 月 日

商号または名称  
所在地  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

入札金額内訳書

入札金額 

市営住宅等整備費	円
----------	---

注) 金額欄には消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記入すること。(以下本様式において同じ)

1. 市営住宅等整備費の内訳

(単位: 円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
地質調査費	円	円	円	円
電波障害調査費	円	円	円	円
測量費	円	円	円	円
周辺家屋調査費(事前)	円	円	円	円
その他	円	円	円	円
既存施設除却設計費	円	円	円	円
既存施設除却工事監理費	円	円	円	円
既存施設除却費	円	円	円	円
建替住宅設計費	円	円	円	円
工事監理費	円	円	円	円
建替住宅建設費	円	円	円	円
建築本体工事費	円	円	円	円
杭工事費(地盤改良を含む)	円	円	円	円
電気設備工事費	円	円	円	円
空調衛生ガス設備工事費	円	円	円	円
昇降機工事費	円	円	円	円
駐車場整備費	円	円	円	円
外構工事(駐車場、擁壁、道路工事及び共同施設を除く)	円	円	円	円
造成工事費	円	円	円	円
高さ2m超の擁壁	円	円	円	円
道路工事費	円	円	円	円
その他(諸経費等)	円	円	円	円
共同施設整備費	円	円	円	円
高さ2m以下の擁壁	円	円	円	円
その他(諸経費等)	円	円	円	円
周辺家屋調査費(事後)	円	円	円	円
事後対策費(周辺家屋補償等)	円	円	円	円
各種保険	円	円	円	円
性能評価取得費(設計・建設)	円	円	円	円
化学物質測定費	円	円	円	円
各種申請手数料等	円	円	円	円
その他( )	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

注1) 合計金額は、本様式内で整合すること。(以下本様式において同じ)

注2) 添付資料として各項目の費用を積算し、その根拠を作成すること。(以下本様式において同じ)

通常の範囲外の物価変動スライド適用のため、人工、数量、単価、適用年度等、その根拠が明確であること。

2. 法定福利費

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 

	円
--	---

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式 7-3) 市内企業の下請けへの活用

予定下請に関する事項(一次下請)

市内業者の下請けへの契約予定合計金額(税抜き)				円			
会社名				会社名			
所在地				所在地			
下請契約予定額				下請契約予定額			
担当工事概要				担当工事概要			
予定工期	自 令和	年	月 日	予定工期	自 令和	年	月 日
	至 令和	年	月 日		至 令和	年	月 日
会社名				会社名			
所在地				所在地			
下請契約予定額				下請契約予定額			
担当工事概要				担当工事概要			
予定工期	自 令和	年	月 日	予定工期	自 令和	年	月 日
	至 令和	年	月 日		至 令和	年	月 日
会社名				会社名			
所在地				所在地			
下請契約予定額				下請契約予定額			
担当工種概要				担当工種概要			
予定工期	自 令和	年	月 日	予定工期	自 令和	年	月 日
	至 令和	年	月 日		至 令和	年	月 日

注1 同一の工種でも、契約先が違う場合は、別々に記載してください。

注2 1枚に記入しきれない場合は、必要数作成してください。

注3 会社名等は正確に記述してください。

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式 7-4) 市内生産品の活用

市内生産品の活用予定合計金額（税抜）			円
品名	メーカー・規格	数量(単位)	調達先等
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)
			調達先名称 (予定金額 円)

注1 同一種別の資材でも、調達先が違う場合は、別々に記載してください。

注2 1枚に記入しきれない場合は、必要数作成してください。

注3 調達先名称等は正確に記述してください。

注4 活用予定合計金額（税抜）は、できるだけ「千円～万円止め」にしてください。

注5 市内に主たる事務所（本店）又は生産所を置く企業の生産品を施工に係る材料として使用する予定がある場合、または、市内に事業所（法人市民税を収めている営業所を含む。）を置く商社等を通じて施工に係る材料を購入する予定がある場合の材料購入予定額を記載してください。

入札参加者 番号	
-------------	--

(様式 7-5)

令和 年 月 日

## 入札辞退届

平塚市長 様

〔代表企業〕

商号または名称  
所在地  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

令和5年4月6日に公告された「市営中原上宿住宅建替整備事業」に係る総合評価一般競争入札について、入札参加資格を有する旨の通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

### 【入札参加者の構成（役割分担）】

番号	参加区分	役割	商号または名称	所在地	代表者職・氏名
1	代表企業	建設企業			
2					
3					
4					
5					

注1 委任状は不要です。

(様式 7-6)

## 委 任 状

年 月 日

(提出先)  
平塚市長

〔代表企業〕  
委任者所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記記載の者を代理人と定め、次の権限を委任します。  
したがって、下記の者の名をもって行う、平塚市との取引（下記委任事項をいう。）は私（当社）の営業に関する行為であることに相違ありません。

### 記

#### 委任事項

下記件名の入札に関する一切の権限

件 名 市営中原上宿住宅建替整備事業

.....

受任者氏名

印